

著作権法改正

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

著作権法改正

● 仏暦 2558 年・著作権法令（第 2 版）

前文省略

第 1 条（名称）

本法令を「仏暦 2558 年・著作権法令（プララーチャバンヤット・リカシット）〔第 2 版〕」と呼ぶ。

第 2 条（施行日）

本法令は官報公示日から 180 日が経過した時に施行する。〔官報公示日は 2015 年 2 月 5 日、施行日は同年 8 月 4 日〕

第 3 条（語義）

仏暦 2537 年著作権法令の第 4 条の「広告」と「職員」の語句説明の間に「権利管理情報」「技術的措置」「技術的措置回避」の語句説明を追加する。

「権利管理情報（コームーン・ガーンボリハーン・シティ）」とは、創作者、創作物、実演者、実演、著作権者、または著作権物の使用期間または要件、当該情報に代わる数字または番号を指し示す情報で、著作権物または実演記録物に添付された、もしくは実演記録物との関係が明らかな情報を意味する。

「技術的措置（マータカーン・ターン・テクノロジー）」とは、複製防止のため、または著作権物もしくは実演記録物へのアクセスを制御するために設計された技術で、著作権物もしくは実演記録物に効率性をもって使用する技術を意味する。

「技術的措置回避（ガーンロップ・リヤン・マータカーン・ターン・テクノロジー）」とは、技術的措置が効果を発揮しないようにする何らかの行為を意味する。」

第 4 条（著作権侵害ではない場合、著作権侵害の訴え）

以下の内容を仏暦 2537 年著作権法令の第 32/1 条、第 32/2 条、第 32/3 条として追加する。

「第 32/1 条

原作品または著作権を有する複製物における所有権を合法に取得した者による原作品または著作権を有する複製物の販売は、著作権侵害とはみなさない。

第 32/2 条

コンピュータ・システム内で使用する機器を使って、または著作権物のコンピュータ・システム上の送付が通常にできるようにする目的で、複製をするために必要な形態を有するコンピュータ・システム内で合法になされた、または取得した著作権物に対する行為は、著作権侵害とはみなさない。

第 32/3 条

サービス提供者のコンピュータ・システム内で著作権侵害があると信じられる証拠がある場合、著作権者はサービス提供者がその著作権侵害をやめるよう命じてもらうために裁判所に差止請求することができる。

本条に資するために、サービス提供者とは以下を意味する。

(1) インターネットへのアクセスにおいて、またはコンピュータ・システムを通じてその他の連絡ができるように、他者にサービスを提供する。ここに自己の名での提供、または他者の名での提供、もしくは他者の利益のための提供であるかを問わない。

(2) 他者のためにコンピュータ・データを保管するサービスを提供する者。

第1段に基づく請求は、以下のようにデータ、証拠、差止請求の明白な詳細を有していなければならない。

(1) サービス提供者の名と住所。

(2) 著作権侵害があるとする著作権物。

(3) 著作権侵害によりなされた著作物。

(4) 調査、行為を見つけた日時、行為及び行状、著作権侵害に係る証拠。

(5) 著作権侵害であるとする行為により生じた損害。

(6) 著作権侵害によりなされた著作物をサービス提供者のコンピュータ・システムから削除する、またはその他の方法で著作権侵害をやめさせるよう、サービス提供者に求める差止請求。

裁判所が第1段に基づく請求を受理した後、その請求を調べた上で、第3段に基づきすべての詳細を有し、その請求に基づき命令、許可があるべきと判断した時、裁判所はサービス提供者に対し、裁判所が定めた期間内に、著作権侵害であるとする行為をやめさせる、または著作権侵害によりなされた著作物をサービス提供者のコンピュータ・システムから削除するよう命じる。このとき裁判所の命令は直ちにサービス提供者を拘束し、その命令は遅滞なくサービス提供者に通知する。この場合、著作権の所有者は裁判所が著作権侵害行為の中止、または著作権侵害物の削除を命じた期間内に著作権侵害者を訴える。

サービス提供者が、サービス提供者のコンピュータ・システム内での著作権侵害を管理、開始、命じた者でなく、かつ裁判所の第4段に基づく命令に従った場合、そのサービス提供者は裁判所命令前、または命令後に侵害がなくなるまでに生じた著作権侵害行為に係る責任を問われない。

サービス提供者は第4段に基づく裁判所命令に従ったことにより生じた損害の責任を問われない。」

第5条（実演者の権利）

以下の内容を仏暦2537年著作権法令の第51／1条として追加する。

「第51／1条

実演者は自己の実演における自己が実演したことを示す権利を有し、かつ実演者の権利を譲り受けた者、またはその他の者が、その実演に対し歪曲、短縮、改変、もしくはその他の行為をもって実演者の名声、名誉に損害をもたらすことを禁じる権利を有するとともに、実演者が死亡した後は実演者の相続人が、

実演者の権利保護における期間にわたって当該権利に基づき強制的訴えの権利を有する。ここに文面で別段の合意をなした場合はその限りではない」

第6条（実演者の権利）

仏暦2537年著作権法令の第53条の内容を廃止し、以下のように置き換える。

「第53条

第32条、第32/2条、第32/3条、第33条、第34条、第36条、第42条、及び第43条を実演者の権利に準用する。」

第7条（権利管理情報、技術的措置）

以下の内容を仏暦2537年著作権法令の第2・1章 権利管理情報と技術的措置、第53/1条、第53/2条、第53/3条、第53/4条及び第53/5条として追加する。

「第2・1章

権利管理情報と技術的措置

第53/1条

権利管理情報の削除または改変は、その行為が著作権もしくは実演者の権利の侵害を生じる、生じさせる、利便性を供与する、または隠蔽するものであることを知りながらであれば、権利管理情報侵害であるとみなす。

第53/2条

著作物またはその著作権を有する複製物において権利管理情報の削除または改変があることを知りながら、著作物に以下のいずれかの行為をなせば、その者は権利管理情報を侵害したものとみなす。

- (1) 販売目的で王国内に持ち込んだ、または注文した。
- (2) 公衆に公開した。

第53/3条

以下の行為は権利管理情報侵害とはみなさない。

(1) 国家防衛、国家安全保障、または同様のその他の目的のために法律に従わせるための、法律に基づく権限を有する職員による権利管理情報の削除または改変。

(2) 非営利目的の教育機関、資料館、図書館、または公共の音声映像公開機関による権利管理情報の削除または改変。

(3) 非営利目的の教育機関、資料館、図書館、または公共の音声映像公開機関による権利管理情報の削除または改変のあった著作物もしくは著作権のある複製物の公衆への公開。

(2)に基づく権利管理情報の形態、及び(3)に基づく権利管理情報の削除もしくは改変のあった著作物または著作権のある複製物は、省令が定めるところに従う。

第53/4条

技術的措置の回避、または技術的措置回避を生じさせるためのサービス提供は、その行為が著作権または実演者の権利の侵害を招く、または生じさせることを知りながらであれば、技術的措置の侵害であるとみなす。

第53/5条

以下の場合における第53/4条に基づく行為は、技術的措置の侵害とはみなさない。

(1) その行為が著作権侵害の免除を受けた著作権物に対する必要な行為である。

(2) 他のコンピュータ・プログラムと合わせて使用するコンピュータ・プログラムの必要な構成分析のためである。

(3) 著作物または著作権のある複製物を合法に取得しなければならず、善意をもって著作権の所有者からの許諾を得ることに努力しなければならない行為者による研究、分析、及びログイン技術の瑕疵を見つけるためである。

(4) コンピュータ、コンピュータ・システム、またはコンピュータ・ネットワークの所有者から許可を得たコンピュータ、コンピュータ・システム、またはコンピュータ・ネットワークの安全性システムの試験、検査、または改善に限定した目的のためである。

(5) 著作権物にアクセスする者のインターネット上の行動を反映する、個人を指し示す情報の収集または分散に係る部分における技術的措置の作動休止のためである。このときその行為は他者による著作権物へのアクセスに影響してはならない。

(6) 国家防衛、国家安全保障、または同様のその他の目的で法律に従わせるための法律に基づく権限を有する職員の行為である。

(7) 他の方法ではアクセスできない著作権物へのアクセスのための、非営利目的の教育機関、資料館、図書館、または公共の音声映像公開機関による行為である。」

第8条（第6章の内容）

仏暦2537年著作権法令の第6章 著作権に係る実演者の権利に係る訴訟の名称を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第6章

著作権に係る実演者の権利、権利管理情報、技術的措置に係る訴訟」

第9条（倍額の損害賠償）

以下の内容を仏暦2537年著作権法令の第64条第2段として追加する。

「著作権または実演者の権利の侵害が意図的な行為であり、著作権物または実演者の権利が公衆によって拡散的にアクセスできる事由となっている明白な証拠が明らかである場合、裁判所は侵害者に対し、第1段に基づく損害の2倍以下の損害賠償を支払うよう命じる権限を有する。」

第10条（権利管理情報、技術的措置に係る訴訟）

以下の内容を仏暦2537年著作権法令の第65／1条として追加する。

「第65／1条

第63条、第64条、第65条を権利管理情報及び技術的措置に係る訴訟にも準用する。」

第11条（権利管理情報、技術的措置の侵害の罰則）

以下の内容を仏暦2537年著作権法令の第70／1条として追加する。

「第70／1条

第53／1条または第53／2条に基づく権利管理情報の侵害、もしくは第53／4条に基づく技術的措置の侵害の行為者は1万バーツから10万バーツの罰金に処する。

第1段に基づく違反行為が商業目的であれば、その行為者は3か月から2年の禁錮、または5万バーツから40万バーツの罰金、もしくはその併科に処する。」

第12条（侵害物への措置）

仏暦2537年著作権法令の第75条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第75条

著作権または実演者の権利の侵害によって作成もしくは輸入された物、及び本法令に基づく違反行為で使用された物はすべて没収するが、裁判所が相当と判断すれば裁判所はその物を使用不可とする、もしくは破壊するよう命じることができる。このとき侵害者がその費用を支払う。」

第13条（略式処分）

仏暦2537年著作権法令の第77条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第77条

第69条第1段、第70条第1段、及び第70／1条第1段に基づく違反は局長が略式処分を下す。」

第14条（経過規定）

本法令の施行日前に刑事訴訟となった著作権または実演者の権利の侵害の訴訟で継続中のものは、本法令によって改定増補された仏暦2537年著作権法の第75条を著作権または実演者の権利の侵害である著作物の作成、輸入に適用する。

第15条（主務大臣）

商業大臣を本法令の主務大臣とする。 （おわり）